

女性活躍推進支援事業【青森県八戸市】

地域の実情と課題

- ・八戸市における25歳～44歳の女性の就業率は0.69と全国平均の0.70、青森県平均の0.72を下回っている。
- ・平成27年度に八戸市で実施した事業所対象のアンケート調査から、女性の活躍推進には、ライフステージの変化に関わらない継続就業が課題であることがわかる。
- ・女性の就業継続や就業環境改善のため、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定が有効であると考え、八戸市内の従業員300人以下の企業の策定数は3社のみに止まっている。(H29.12現在)。

目的・目標

八戸圏域内企業における法の理解や計画策定を進め、女性の活躍推進を図る。

目標	現状値 H31.1
説明企業数:50社	43社
計画策定支援企業数:5社	10社
従業員300人以下の企業における一般事業主行動計画届出数(八戸市内):8社	13社

事業の特徴

- ・従業員300人以下の計画策定の促進のため、労務管理の相談指導の専門家である社会保険労務士の団体(青森県社会保険労務士会八戸支部)に、個別訪問による制度説明及び計画策定支援業務を一括して委託することにより、事業をスムーズに行うことができる。

連携団体

- ・青森労働局
- ・八戸商工会議所
- ・青森県社会保険労務士会八戸支部
- ・八戸圏域連携中枢都市圏を構成する町村
(三戸町・五戸町・田子町・南部町・階上町・新郷村・おいらせ町)

事業の効果

- ・各企業等に、個別に計画策定の有効性を説明することによって、その必要性を理解いただき、事業目標値を上回る企業等で策定支援を行い、さらに策定届出までがされたことから、説明から策定支援までを一連で行う当事業は有効であったと考える。
- ・計画策定・届出まで結びつかなかった企業等においても、「将来的に策定を検討したい」と計画の有効性に理解を示すところが見られたことから、今後の策定・届出が期待できる。

今後の課題

- ・「説明企業数」については、概ね順調に周知がされたと考えるが、事業目標値を下回ったことから、各企業等に対して、訪問・説明を受けてから策定支援の希望の有無の判断が可能であることを補足説明するなど、事業が活用しやすいよう改善を図っていく必要がある。

事業の概要

女性活躍推進支援事業

○業務内容

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定を促進するため、次の業務を青森県社会保険労務士会八戸支部への委託により実施。

- (1) 青森県社会保険労務士会八戸支部において、女性活躍推進に向けて、就業環境の改善等に取り組む企業等を選定し、訪問等によって、行動計画策定の意義やメリット等についての説明を行う。
- (2) (1)の説明を行った企業等のうち、行動計画の策定支援を希望する企業等に対して策定までの支援を行う。
- (3) 八戸市において募集を行い、行動計画策定の意思があり、行動計画策定の意義やメリット等についての説明を希望する企業等に対して、訪問等により当該説明を行う。
- (4) (3)の説明を行った企業等のうち、行動計画の策定支援を希望する企業等に対して策定までの支援を行う。

○実施期間 平成30年8月1日～平成31年1月31日

○対象 八戸圏域内に本社がある常用労働者数300人以下の企業等

○事業実績

業務内容	実施数
業務内容(1)、(3)に掲げる説明業務	43社 八戸市内:31社 八戸圏域町村内:12社
業務内容(2)、(4)に掲げる行動計画策定支援業務	10社 八戸市内:6社 八戸圏域町村内:4社

募集チラシ

常用労働者が300人以下の中小企業の皆様
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく
一般事業主行動計画を策定しましょう！

【目的】
日本は高齢化と減少期を迎え、将来の労働力不足が懸念されている中で、国民の一人ひとりの労働力向上に努めるためにも、重要な働き手である女性の力を最大限発揮することが必要であり、企業等における人材の多様性（ダイバーシティ）を確保することが不可欠となっております。
【女性活躍推進】はダイバーシティ経営の第一歩であり、女性が活躍できる職場環境づくりを推進し、働きやすい職場への変革が期待されます。
女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画は、自社の女性の活躍に関する状況に照して、状況調査、調査結果を基として、その課題を解決するための行動計画を策定するものです。行動計画の策定により、女性が活躍できる職場環境づくりを進めていくものとなります。

女性活躍推進に取り組むメリット

- 人材の確保・定着**
職場でのワーク・ライフ・バランスが図られ、離職率の低下、人材の定着につながります。また、働きやすい職場として企業イメージが向上し、人材の確保が期待できます。
- 生産性の向上**
今までの業務内容や進め方を見直すきっかけとなり、職場全体の業務効率化や生産性の向上につながります。

一般事業主行動計画策定のメリット

- 日本政策金融公庫の低利融資**
働き方改革推進支援資金（※）を利用する際、基準利率より低利で融資を受けることができます。
- 公共調達における加点措置**
国の各府省において行う公共調達において、加点評価される場合があります。
- 国立支援等助成金（女性活躍加速化コース）**
行動計画を策定し、行動計画に沿った取組を実施して「取組目標」を達成した事業主には助成金が支給されます。概要は次のとおりです。
◎支給額（各コース1企業1回限り）※年度別常用労働者数300人以下の場合の支給額です。

加速化Aコース	※取組目標達成時	2.8、5万円<3.6万円>
加速化Bコース	※取組目標達成時	2.8、5万円<3.6万円>
	※取組目標達成時以上	4.7、5万円<6.0万円>

（注1）※内は、本取組の要件を満たした場合
（注2）他にいくらかの助成金を受けられます。詳しくは、募集要領書 雇用関係・均等章 電話：017-734-6653 までお問い合わせください。

- 貸付い償借付金庫の低利融資**
女性の活躍推進等に取り組む事業者向け「地方創生ローン」を利用する際、基準利率より低利で融資を受けることができます。

説明用リーフレット(表紙)